

## 森林環境教育支援事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出（各地方事務所が定める日）

○各地方事務所に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を各地方事務所まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

事業の完了とは、補助対象経費に係る事務がすべて完了した日です。

この補助金（交付金）においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日を経過する日と翌年度の4月5日のいずれか早い日）

○実績報告書は、各地方事務所に郵送又は持参してください。

○問い合わせ先

【全般】

鳥取県鳥取市東町一丁目220

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

電話：0857-26-7335 メール：moridukuri@pref.tottori.lg.jp

【各地方事務所】

○東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課 電話：0858-72-3836

○中部総合事務所農林局 林業振興課 電話：0858-23-3181

○西部総合事務所農林局 農林業振興課 電話：0859-31-9677

○日野振興センター日野振興局 農林業振興課 電話：0859-72-2021